平成２１年（フ）第５１３号
奈良県葛城市中戸224番地、開始決定時の住所奈良県葛城市中戸217番地
破産者　杉村　正則
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
宮城県亘理郡山元町山寺字大堤下１番地36
破産者　村山　義夫
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７６０号
宮城県多賀城市笠神１丁目16番54号、申立時の住所仙台市太白区四郎丸字落合12番地の７
破産者　佐藤　文明
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第４１６号
福井県鯖江市下新庄町第61号29番地
破産者　三田村新喜
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２号
福井市問屋町３―114　田中ハイツ101号、住民票上の住所福井県大野市花房第13号23番地
破産者　風林　和則
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７号
福井市順化２丁目９番10号
破産者　牧田　總治
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９７１号
大阪府岸和田市春木泉町１番７―302号、前住所大阪府岸和田市箕土路町２丁目19番13号
破産者　青谷　貴嗣
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成１９年（フ）第１１３３号
兵庫県高砂市阿弥陀１丁目14番７号
破産者　窪田　直世
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０７５号
広島市中区大手町３丁目２番10―403号
破産者　シングル・アドこと　平田　直秀
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第５２号
広島県庄原市川西町1291番地２
破産者　二上　良治
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１２４号
大分市大字永興105番地の11
破産者　小林　幸次
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５２５号
神奈川県平塚市宮松町９番39号
破産者　和田　洋市
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６０号
滋賀県栗東市安養寺６丁目５番30―22号、前住所滋賀県湖南市菩提寺1492番地592
破産者　吉田　　均
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６８号
高知県南国市西山60番地の１
破産者　吉川みえ子
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７号
高知県安芸市川北甲5282番地１　市営安芸東団地１―105号
破産者　竹﨑　　修
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第３３８号
長崎県西海市西彼町八木原郷32―４、住民票上の住所長崎県西海市大島町2403番地
破産者　谷口近次郎
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
宮崎県児湯郡川南町大字平田6070番地
破産者　鍋倉　幸徳
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２６４号
富山市田畑928番地
破産者　林　　孝至
1　破産債権の届出期間　平成23年２月16日まで
2　一般調査期日　平成23年３月14日午後１時30分
平成23年１月17日　富山地方裁判所民事部